

○稲沢市住宅耐震化事業補助金交付要綱

平成 2 7 年 4 月 1 日

施行

(目的)

第 1 条 この要綱は、旧基準の住宅の所有者に対し、当該住宅の耐震化を促進する事業に要する費用の一部を予算の範囲内において補助することにより、地震による住宅の倒壊から居住者の生命を守ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 住宅 一戸建ての住宅、長屋及び共同住宅（店舗等の用途を兼ねるもの（店舗等の用に供する部分の床面積が延べ面積の 2 分の 1 未満のものに限る。）を含む。）で、現に居住の用に供しているもの又は居住の用に供される見込みのあるものをいう。ただし、国、地方公共団体その他公の機関が所有するものを除く。
- (2) 木造住宅 木造の住宅で、階数が 2 階建て以下のものをいう。ただし、在来軸組構法及び伝統構法に限る。
- (3) 非木造住宅 木造住宅以外の住宅で、一戸建ての住宅をいう。ただし、特殊な構造（型式住宅、組積造、補強コンクリートブロック造等）のものを除く。
- (4) 旧基準 昭和 5 6 年 5 月 3 1 日以前に着工した際の基準をいう。

(5) 耐震診断 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 稲沢市が実施する木造住宅無料耐震診断

イ 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成 7 年建設省令第 28 号。以下「規則」という。）第 5 条に規定する耐震診断者が行う建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）第 4 条第 2 項第 3 号に定める技術上の指針となるべき事項により地震に対する安全性を評価すること。

(6) 判定値 次のいずれかに該当するものをいう。

ア 改訂愛知県木造住宅耐震診断マニュアルによる判定値

イ 一般財団法人日本建築防災協会による「木造住宅の耐震診断と補強方法」の一般診断法又は精密診断法による評点

(7) 耐震改修設計 地震に対する安全性の向上を目的として、規則第 5 条に規定する耐震診断者が行う安全な構造（建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針（平成 18 年国土交通省告示第 184 号）による地震に対する安全な構造をいう。）でないものを、安全な構造とするための設計をいう。

(8) 耐震改修工事 地震に対して安全な構造とするための改修工事で、別表第 1 に定めるものをいう。

(9) 段階的耐震改修 耐震改修工事を 2 段階に分けて行うものをいう。

(10) 耐震シェルター 住宅内に整備する装置であって、地震時に住宅倒壊から人命を守ることを目的とし、住宅内の一部に耐震性の高い空間を確保するもので、市長の認めるものをいう。

(11) 高齢者 補助金の申請をする年度の末日において、65才以上の者をいう。

(12) 障害者 次のいずれかに該当する者をいう。

ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者手帳の交付を受けた者

イ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）に規定された精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者

ウ 愛知県知事の発行する療育手帳の交付を受けた者

(13) 除却 木造住宅について1棟全てを除却することをいう。

（補助の対象者）

第3条 補助金の交付を受けることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 市内に存する旧基準の住宅を所有する者であること。

(2) 固定資産税及び都市計画税を滞納していない者であること。

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員でないこと。

(4) この要綱に基づく補助金の交付を受けていない者であること。

ただし、次条第5号の非木造住宅耐震改修事業を実施しようとする者は同条第4号の非木造住宅耐震診断事業について、同条第2号イの木造住宅段階的耐震改修事業の二段目耐震改修工事を実施しようとする者は同号アの一段目耐震改修工事については除く。

(5) 稲沢市民間木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成15年4

月 1 日施行)、稲沢市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱(平成 24 年 4 月 1 日施行)又は稲沢市木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱(平成 26 年 4 月 1 日施行)に基づき、補助金の交付を受けた住宅の所有者でないこと。

(対象事業)

第 4 条 補助の対象となる事業(以下「対象事業」という。)は、次のとおりとする。

(1) 木造住宅耐震改修事業 第 2 条第 5 号アに規定する耐震診断の結果、判定値 1.0 未満と診断された旧基準の木造住宅について、判定値を 1.0 以上とする補強計画に基づき、耐震改修工事をするもの。ただし、耐震改修工事に着手する前の判定値(耐震改修工事前の判定値をいう。)に 0.3 を加算した数値以上とする工事に限る。

(2) 木造住宅段階的耐震改修事業 第 2 条第 5 号アに規定する耐震診断の結果、判定値が 1.0 未満と診断された旧基準の木造住宅について実施する耐震改修工事で、次のように段階的に実施するもの
ア 一段目耐震改修工事 判定値を 1.0 以上とする補強計画に基づき耐震改修するもので、次に掲げる区分により、当該区分に掲げる工事を実施するもの

(ア) 耐震診断の結果、判定値が 0.4 以下のとき 判定値を 0.7 以上 1.0 未満とする工事又は 2 階建てで 1 階部分の判定値を 1.0 以上とする工事

(イ) 耐震診断の結果、判定値が 0.4 を超え 1.0 未満のとき

2 階建てで 1 階部分の判定値を 1.0 以上とする工事

イ 二段目耐震改修工事 補助金の交付を受けて一段目耐震改修工事を行った後に行う判定値を 1.0 以上とするもの

(3) 木造住宅耐震シェルター整備事業 第 2 条第 5 号アに規定する耐震診断の結果、判定値が 0.4 以下と診断された旧基準の木造住宅のうち、高齢者又は障害者が居住する世帯に耐震シェルターを整備するもの。

(4) 非木造住宅耐震診断事業 第 2 条第 5 号イの規定に基づき旧基準の非木造住宅について実施する耐震診断

(5) 非木造住宅耐震改修事業 耐震改修設計に基づき、旧基準の非木造住宅について実施する耐震改修工事

(6) 木造住宅除却事業 第 2 条第 5 号アに規定する耐震診断の結果、判定値 1.0 未満と診断された旧基準の木造住宅を除却するもの。

(補助金の額)

第 5 条 1 戸（長屋及び共同住宅の場合は、1 棟）当たりの補助金額は、別表第 2 のとおりとする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(補助金交付申請)

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、対象事業に着手する前に、稲沢市住宅耐震化事業補助金交付申請書（様式第 1）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の交付決定）

第7条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、稲沢市住宅耐震化事業補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定を通知する場合において必要があるときは、当該補助金の交付について条件を付することができる。

（補助事業の変更）

第8条 申請者は、補助金の交付決定後において、次の各号のいずれかに該当する変更をしようとするときは、稲沢市住宅耐震化事業補助金変更申請書（様式第3）に関係書類を添付して、市長に提出しなければならない。

（1） 改修工事施工箇所又は施工方法の変更（軽微なものは除く。）

（2） 補助金額の変更

2 市長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、稲沢市住宅耐震化事業補助金変更決定通知書（様式第4）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の中止）

第9条 申請者は、補助金の交付決定後において、対象事業を中止しようとするときは、稲沢市住宅耐震化事業中止届（様式第5）を市長に提出しなければならない。

（完了実績報告等）

第10条 申請者は、対象事業が完了したときは、完了の日から起算して30日以内又は補助金の交付決定があった日の属する年度の2月末日までのいずれか早い日までに、稲沢市住宅耐震化事業完了実績報告書（様式第6）に関係書類を添付して市長に提出しなければならない。

（補助金の額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による完了実績報告書を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、稲沢市住宅耐震化事業補助金確定通知書（様式第7）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第12条 申請者は、前条の規定による通知を受けた日から起算して10日以内に稲沢市住宅耐震化事業補助金支払請求書（様式第8）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求書に基づき、申請者に補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し及び補助金の返還）

第13条 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部について期限を定めて返還を命ずることができる。

(1) 虚偽の申請その他の不正な行為により補助金交付の決定を受けたとき。

(2) 補助金の交付決定内容及びこれに付した条件その他法令又はこ

の要綱に違反したとき。

(3) 第10条の規定に反し、稲沢市住宅耐震化事業完了実績報告書を提出しなかったとき。

(4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。

(書類の保管)

第14条 申請者は、補助金の関係書類を整理し、補助金の交付を受けた年度終了後5年間保管しなければならない。

(手続)

第15条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付の申請、決定等については、稲沢市補助金等交付規則（昭和50年稲沢市規則第4号）の定めるところによる。

(補則)

第16条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

2 稲沢市木造住宅耐震改修費補助金交付要綱（平成24年4月1日施行）及び稲沢市木造住宅耐震シェルター整備費補助金交付要綱（平成26年4月1日施行）は、廃止する。

付 則

この要綱は、平成28年5月9日から施行する。

付 則

この要綱は、平成29年5月8日から施行する。

付 則

この要綱は、平成30年5月7日から施行する。

付 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

付 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

付 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている申請書等は、改正後の各要綱の規定に基づいて提出されたものとみなす。
- 3 この要綱の施行の際現に改正前の各要綱の規定に基づいて作成されている用紙は、改正後の各要綱の規定にかかわらず、当分の間、修正して使用することができる。

付 則

この要綱は、令和3年4月8日から施行する。

付 則

この要綱は、令和3年9月28日から施行し、改正後の稲沢市住宅耐震化事業補助金交付要綱の規定は、同年9月1日から適用する。

付 則

この要綱は、令和4年4月14日から施行する。

付 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1 （第 2 条 関係）

（その 1 ）

木造住宅耐震改修事業

	耐震改修工事	改修設計
調 査	耐震精密診断	地盤調査
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理
総合判定において 必要耐力（ Q_r ）を 低減させることを 目的とした工事	・ 地盤改良工事 ・ 屋根工事 ・ 木造躯体工事（屋根・壁の軽量化を図るもの及び床面積を減ずるもの） ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・ 撤去部分の復旧工事	
総合判定において 建物の強さ（ P ）の 評価を向上させる ことを目的とした 工事	・ 木造躯体工事 ・ 基礎工事（土工事を含む。） ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・ 撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）	

総合判定において劣化度（D）の評価を向上させることを目的とした工事	・ 木造躯体工事（劣化部材の取替え） ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・ 撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）	
その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事	

（その２）

非木造住宅耐震改修事業

	耐震改修工事	改修設計
調査	事前調査	地盤調査
耐震改修計画の作成等		改修設計 工事監理
構造耐震指標（Is）又は保有水平耐力に係る指標（q）の評価を向上させることを目的とした工事	・ 非木造躯体工事（鉄骨工事、コンクリート工事等） ・ 基礎工事（土工事を含む。） ・ 仮設工事及び既設部分の撤去工事（建築設備等を含む。） ・ 撤去部分の復旧工事（造作・左官・内外装・建具・塗装・建築設備の工事）	

その他の補強工事	上記のほか、耐震性能を向上させるものとして市長が認める工事	
----------	-------------------------------	--

別表第 2（第 5 条関係）

（その 1）

木造住宅耐震改修事業及び木造住宅段階的耐震改修事業

対象工事	耐震改修工事に係る助成額
第 4 条第 1 号の工事	次に掲げる額の合計額 （１） 耐震改修工事費及び改修設計費を合算した額とし、115 万円又は耐震改修工事費の 5 分の 4 のいずれか低い額を限度とする。 （２） 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額
第 4 条第 2 号アの工事	次に掲げる額の合計額 （１） 耐震改修工事費及び改修設計費を合算した額とし、60 万円又は耐震改修工事費の 5 分の 4 のいずれか低い額を限度とする。
第 4 条第 2 号イの工事	次に掲げる額の合計額 （１） 耐震改修工事費及び改修設計費を合算した額とし、30 万円又は耐震改修工事費の 5 分の 4 のいずれか低い額を限度とする。 （２） 租税特別措置法第 41 条の 19 の 2 に規定する所得税額の特別控除の額

補助金の額	助成額から、租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額
-------	---

(その2)

木造住宅耐震シェルター整備事業

整備装置	補助限度額
耐震シェルター	30万円（対象経費（耐震シェルターの購入、床の補強工事、運搬及び整備に要する費用をいう。）が30万円を下回るときは、当該経費の額。）

(その3)

非木造住宅耐震診断事業

補助金の額	耐震診断に要する経費又は次に定める限度額のうち、いずれか少ない額に3分の2を乗じて得た額
限度額	耐震診断に要する経費で耐震診断者に支払う経費 ただし、135,000円を限度とする。

(その4)

非木造住宅耐震改修事業

耐震改修工事に係る助成額	次に掲げる額の合計額 （1） 耐震改修工事費及び改修設計費を合算した額とし、115万円又は耐震改修工事費の5分の4のいずれか低い額を限度とする。 （2） 租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額
--------------	---

補助金の額	助成額から、租税特別措置法第41条の19の2に規定する所得税額の特別控除の額を差し引いた額
-------	---

(その5)

木造住宅除却事業

補助金の額	除却工事費の23%に相当する額。ただし20万円を限度とする。
-------	--------------------------------

様式第 1（第 6 条関係）
（その 1）

（表）

稲沢市住宅耐震化事業補助金交付申請書

年 月 日

稲沢市長 殿

住所
氏名
電話

稲沢市住宅耐震化事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

対象事業の名称（該当するものを○で囲む。）	ア 木造住宅耐震改修事業 イ 木造住宅段階的耐震改修事業 （一段目耐震改修工事・二段目耐震改修工事）
補助金交付申請額	金 円
工事等の名称	
所在地	
建設時期	年 月
床面積	1 階 m ² 2 階 m ² 延 m ²
耐震診断の結果等（補強前）判定値	診断者（ ）（ ）年度実施 X方向 Y方向
（補強後）判定値	X方向 Y方向
改修設計者	氏名
	資格（ ）建築士（ ）登録 第 号
	講習修了番号 第 号
補助対象経費	耐震改修工事費 金 円
	改修設計費 金 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(裏)

添付書類

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し
(稲沢市住宅耐震化事業補助金交付要綱第2条第5号アによるものに限る。)
- (2) 固定資産課税台帳物件証明書
- (3) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書(完納を証するもの)
- (4) 案内図
- (5) 公図の写し
- (6) 平面図
- (7) 補強計画図、その他補強方法を示す図書
(段階的耐震改修工事の申請の場合は、一段目及び二段目の補強計画を明示すること。)
- (8) 耐震補強後の判定値
(建築士の記名のあるものに限る。一段目耐震改修工事の申請の場合は、一段目及び二段目のものを提出すること。)
- (9) 耐震改修工事見積書
(耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、工事施工者又は建築士の記名のあるものに限る。)
- (10) 改修設計費見積書
(耐震改修計画とその他の部分を分けたもので、建築士の記名のあるものに限る。)
- (11) 委任状
(代理者による申請の場合)
- (12) その他市長が必要と認める書類

振込先金融機関	金 融 機 関 名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
	預 金 の 種 類	普通・当座(該当を○で囲む)
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義 人	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。		
年 月 日		
氏名		

様式第 1（第 6 条関係）
（その 2）

（表）

稲沢市住宅耐震化事業補助金交付申請書

年 月 日

稲沢市長 殿

住所
氏名
電話

稲沢市住宅耐震化事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

対 象 事 業 の 名 称	木造住宅耐震シェルター整備事業
補 助 金 交 付 申 請 額	金 円
工 事 等 の 名 称	
所 在 地	
建 設 時 期	年 月
耐 震 診 断 の 結 果 等 （ 補 強 前 ） 判 定 値	診断者（ ）（ ）年度実施 X方向 Y方向
工 事 施 工 者	氏名 営業所名 所在地
耐 震 シェ ル タ ー の 名 称	
補 助 対 象 経 費	金 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(裏)

添付書類

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し
(稲沢市住宅耐震化事業補助金交付要綱第2条第5号アによるものに限る。)
- (2) 固定資産課税台帳物件証明書
- (3) 住民票の写し又は身体障害者手帳等の写し等第4条第2号の要件が確認できる書類
- (4) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書(完納を証するもの)
- (5) 案内図
- (6) 平面図(整備予定場所を明記したもの)
- (7) 耐震シェルターの概要が記載されている図書
- (8) 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- (9) 委任状(代理者による申請の場合)
- (10) その他市長が必要と認める書類

振込先金融機関	金 融 機 関 名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
	預 金 の 種 類	普通・当座(該当を○で囲む)
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義 人	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。		
年 月 日		
氏名		

様式第 1（第 6 条関係）
（その 3）

（表）

稲沢市住宅耐震化事業補助金交付申請書

年 月 日

稲沢市長 殿

住所
氏名
電話

稲沢市住宅耐震化事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

対 象 事 業 の 名 称	非木造住宅耐震診断事業
補 助 金 交 付 申 請 額	金 円
工 事 等 の 名 称	
所 在 地	
建 設 時 期	年 月
構 造 ・ 階 数	造 階
延 床 面 積	m ²
耐 震 診 断 者	氏名 資格（ ）建築士（ ）登録 第 号 講習修了番号 第 号
補 助 対 象 経 費	金 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(裏)

添付書類

- (1) 固定資産課税台帳物件証明書
- (2) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書（完納を証するもの）
- (3) 案内図
- (4) 平面図
- (5) 見積書等補助対象経費が確認できる書類の写し
- (6) 委任状（代理者による申請の場合）
- (7) その他市長が必要と認める書類

振込先金融機関	金 融 機 関 名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
	預 金 の 種 類	普通・当座（該当を○で囲む）
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義 人	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員でないことを誓約します。		
年 月 日		
氏名		

様式第 1（第 6 条関係）
（その 4）

（表）

稲沢市住宅耐震化事業補助金交付申請書

年 月 日

稲沢市長 殿

住所
氏名
電話

稲沢市住宅耐震化事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

対 象 事 業 の 名 称	非木造住宅耐震改修事業		
補 助 金 交 付 申 請 額	金		円
工 事 等 の 名 称			
所 在 地			
建 設 時 期	年	月	
構 造 ・ 階 数	造		階
延 床 面 積	㎡		
耐 震 診 断 の 結 果 (補強前) Is (Iw) 値・q 値	Is (Iw) 値	(X方向 Y方向) q 値 (X方向 Y方向)	
耐 震 診 断 者	氏名 資格 () 建築士 () 登録 第 号 講習修了番号 第 号		
耐 震 改 修 設 計 の 結 果 (補強後) Is (Iw) 値・q 値	Is (Iw) 値	(X方向 Y方向) q 値 (X方向 Y方向)	
耐 震 改 修 設 計 者	氏名 資格 () 建築士 () 登録 第 号 講習修了番号 第 号		
補 助 対 象 経 費	耐震改修工事費	金	円
	改修設計費	金	円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(裏)

添付書類

- (1) 耐震診断結果報告書等の写し
(稲沢市住宅耐震化事業補助金交付要綱第2条第5号イによるものに限る。)
- (2) 固定資産課税台帳物件証明書
- (3) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書(完納を証するもの)
- (4) 案内図
- (5) 公図の写し
- (6) 平面図
- (7) 耐震改修設計図、その他補強方法を示す図書
- (8) 耐震補強後の耐震改修設計の結果(建築士の記名のあるものに限る。)
- (9) 耐震改修工事見積書
(耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、工事施工者又は建築士の記名のあるものに限る。)
- (10) 改修設計費見積書
(耐震改修計画とその他の部分を分けたもので、建築士の記名のあるものに限る。)
- (11) 委任状
(代理者による申請の場合)
- (12) その他市長が必要と認める書類

振込先金融機関	金 融 機 関 名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
	預 金 の 種 類	普通・当座(該当を○で囲む)
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義 人	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。		
年 月 日		
氏名		

様式第 1（第 6 条関係）
（その 5）

（表）

稲沢市住宅耐震化事業補助金交付申請書

年 月 日

稲沢市長 殿

住所
氏名
電話

稲沢市住宅耐震化事業補助金交付要綱第 6 条の規定により、補助金の交付を受けたいので、関係書類を添えて申請します。この申請書及び添付書類に記載の事項は、事実と相違ありません。

記

対 象 事 業 の 名 称	木造住宅除却事業
補 助 金 交 付 申 請 額	金 円
工 事 等 の 名 称	
所 在 地	
建 設 時 期	年 月
構 造 ・ 階 数	造 階
延 床 面 積	m ²
耐 震 診 断 の 結 果 等 耐 震 診 断 者 値 判 定 値	診断者（ ）（ ）年度実施 資格（ ）建築士（ ）登録第 号 講習修了番号 第 号 X方向 Y方向
工 事 施 工 者	氏名 営業所名 所在地
補 助 対 象 経 費	金 円

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

(裏)

添付書類

- (1) 木造住宅耐震診断結果報告書等の写し
(稲沢市住宅耐震化事業補助金交付要綱第2条第5号アによるものに限る。)
- (2) 登記事項証明書
(未登記の場合は所有者(権利者)が分かるもの(固定資産課税台帳登録事項証明書、売買契約書等)。なお、所有者(権利者)が複数いる場合は所有者(権利者)全員の同意書を合わせて添付)
- (3) 固定資産税及び都市計画税の納税証明書(完納を証するもの)
- (4) 案内図
- (5) 公図の写し
- (6) 配置図、平面図又は現況写真
- (7) 除却工事見積書の写し
(対象となる住宅(棟)の除却工事とその他の部分(同一敷地内の別棟の建築物(門、塀、建築設備を含む)の除却費、動産及び立木の処理費等)を分けたもので、工事施工者の記名のあるものに限る。)
- (8) 委任状
(代理者による申請の場合)

振込先金融機関	金 融 機 関 名	銀行 本店 金庫 支店 農協 支所
	預 金 の 種 類	普通・当座(該当を○で囲む)
	口 座 番 号	
	フ リ ガ ナ	
	口 座 名 義 人	
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員でないことを誓約します。 年 月 日 氏名		

様式第 2（第 7 条関係）

稲沢市住宅耐震化事業補助金交付決定通知書

第 号
年 月 日

様

稲沢市長

印

年 月 日付けで申請のあった稲沢市住宅耐震化事業補助金については、下記
のとおり交付を決定したので通知します。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 工事等の名称
- 3 交付決定額 金 円
- 4 交付の条件

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 3（第 8 条関係）

稲沢市住宅耐震化事業補助金変更申請書

年 月 日

稲沢市長 殿

住所
氏名
電話

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた住宅耐震化事業について下記のとおり変更したいので、関係書類を添えて申請します。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 工事等の名称
- 3 変更後の補助金交付申請額 金 円
- 4 変更の内容
- 5 変更の理由
- 6 添付書類
 - (1) 耐震改修工事等の変更計画書
 - ア 変更補強計画図、その他変更補強方法を示す図書等
 - イ 耐震補強後の建物についての耐震診断の判定値等（建築士の記名のあるものに限る。）
 - (2) 耐震改修工事等の変更見積書（耐震改修工事の場合は、耐震改修工事とその他の部分を分けたもので、工事施工者又は建築士の記名のあるものに限る。）

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 4（第 8 条関係）

稲沢市住宅耐震化事業補助金変更決定通知書

第 号
年 月 日

様

稲沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった住宅耐震化事業の変更については、下記のとおり変更し、それに伴う補助金の交付決定額を変更したので通知します。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 工事等の名称
- 3 変更後の交付決定額 金 円
- 4 変更の内容
- 5 その他

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 5（第 9 条関係）

稲沢市住宅耐震化事業中止届

年 月 日

稲沢市長 殿

住所
氏名
電話

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた住宅耐震化事業については、下記のとおり中止したいので届け出ます。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 工事等の名称
- 3 中止の理由

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第6（第10条関係）

稲沢市住宅耐震化事業完了実績報告書

年 月 日

稲沢市長 殿

住所
氏名
電話

年 月 日付け 第 号により補助金交付決定の通知を受けた住宅耐震化事業が下記のとおり完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

1 対象事業の名称

2 工事等の名称

3 完了年月日 年 月 日

4 添付書類

- (1) 耐震診断、改修設計、工事請負契約書等の契約書の写し
- (2) 請求書又は領収書の写し（契約者の発行したものに限る。）
- (3) 耐震診断報告書（非木造住宅耐震診断事業の場合）又は工事写真等（非木造住宅耐震診断事業以外の場合）

【耐震改修工事完了の確認】（非木造住宅耐震診断事業以外の場合）

上記の住宅耐震化事業は、補助金交付申請に基づき適正に工事が施工されていることを確認した。

年 月 日

工事完了確認者

建築士資格 （1級・2級・木造）建築士

（ ）登録 第（ ）号

講習会修了番号 第 号

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

様式第 7（第 1 1 条関係）

稲沢市住宅耐震化事業補助金確定通知書

第 号
年 月 日

様

稲沢市長 印

年 月 日付けで申請のあった住宅耐震化事業補助金については、下記のとおり交付すべき補助金の額を確定したので通知します。

記

- 1 対象事業の名称
- 2 工事等の名称
- 3 交付確定額 金 円
- 4 交付の条件

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 8（第 1 2 条関係）

稲沢市住宅耐震化事業補助金支払請求書

年 月 日

稲沢市長 殿

住所
氏名
電話

稲沢市住宅耐震化事業補助金交付要綱第 1 2 条の規定に基づき、下記のとおり補助金を請求します。

記

1 対象事業の名称

2 支払請求額 金 円

振込先金融機関	金融機関名	銀行 金庫 農協	本店 支店 支所
	預金の種類	普通・当座（該当を○で囲む）	
	口座番号		
	フリガナ		
	口座名義人		

備考 用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とする。

様式第 1 (第 6 条 関係)

様式第 2 (第 7 条 関係)

様式第 3 (第 8 条 関係)

様式第 4 (第 8 条 関係)

様式第 5 (第 9 条 関係)

様式第 6 (第 1 0 条 関係)

様式第 7 (第 1 1 条 関係)

様式第 8 (第 1 2 条 関係)